VOL 07

citizen's committee which thinks about Takamatsu-shi self-government basics regulations the

HZO/JUN/ 05th



てみませんか?

階からの市民参画を実体験し Pーに参加することで、制定段

Pー告知は以上です。まずは

議題はとうとう住民投票に突入!

パブリック・アンダースタンディング(PU) 情報開示の制度を整備し、 市民に社会的参加の意識を 広げようとする試み。

パブリック・インボルブメント(PI) 政策作成の過程で、市民の意見を吸い上げるために、 市民に過程での意思表明の機会を作る試み。

市民に評価や政策過程に参加だけでなく 意思共有や責任を持たせるために、 各段階で市民との合意形成を進めようとする試み

パブリック・コンセンサス(PC)

細は市の広報でお知らせしま ラムを開くということです。詳 例骨子案について、市民の皆さ 民委員会が取りまとめた本条 市民参画の機会を設けること 意を表しているとはなりませ たことイコール高松市民の総 んとの意見交換をするフォー インボルブメント)と呼ばれる ん。そこで、Pー(パブリック・ かし、私たちが会議室で議論し ことを目的に集まりました。し ついて、市民の目線で検討する 下、本条例)に盛り込む内容に にしました。簡単に言うと、市 高松市の自治基本条例(以

> み取れるように具体的な制度 自治体の中で、市民の意見を汲

(システム)を構築している例

から、その必要性は生じないと

に特に注目しています。

になるように、他市との比較も 内で情報提供している多くの についてHP(ホームページ) 大切になります。自治基本条例 んとの意見交換などを予定し についての説明や市民の皆さ 員会委員による本条例骨子案 私たちが行うPーは、市民委 また、本条例がより良いもの

本条例の重要項目である「住民

投票の要件」について考えてい

ついて討議しました。

次回は、

子案の各項目のニュアンスに

時期に来ました。市民委員会 の取りまとめについて考える 基本条例を考える市民委員会

市民委員会)」も最後

そろそろ私たち「高松市自治

事だと思っています。

ています。 う言葉は、「市民の意見を市政 こと」を意味します。今回のP メールアドレスでも受け付け 制定段階から取り入れようと グシステム) と似ている」とい を動かすOS(オペレーティン 比喩として述べた「本条例は市 イベントだけではなく、下記の 意識したものです。市民の皆さ ーは、民意反映の機会を本条例 に反映させる道具を整備する んの意見を募る機会は今回の

瓦版第3号で柘植委員長が です。 票の結果が必ずしも常に正 目された場合には、 報によって偏った意見のみ注 利害に惑わされたり、特定の情 れとは別に、残念ながら住民投 るまでの過程において、その歪 的・長期的な判断を市民が否定 い判断とは限りません。目先の みを目にしたのも現実です。そ 高松市と牟礼町の合併にいた いうかもしれません。 してしまう可能性もあるから 市の合理 しかし

ません。この辺りを次回の委員 義でない未来を考えねばなり の警戒も含め、住民投票を過信 会で議論する予定です。 しすぎず、かつ、お任せ民主主 このようなポピュリズムへ

すが、一人でも多くの市民の方 に参加していただくことが大

の市民参画)に向けてPI(政策策定段階から

多数決の限界(大衆迎合主義)。

今回の会議では、 本条例骨

●委員会の今後の予定

プロセスを大切に

最初の会議での委員長の言葉が 『プロセスを大 切にして』と言う事だったので、自分なりに考え ながらワークショップ等に臨んできました。初めは どうなる事だろうと思っていましたが、徐々に自治 基本条例の形が見えて来た時には、人の力の偉大さ を感じました。この先、委員の人たちの条例骨子案 が、良い結果を出す事を信じ、また期待しながら頑 張って行きたいと思います。

上枝 秀則

第10回委員会 7月 3日(木) 18:30~ 市役所3階32会議室 第11回委員会 7月 9日(水)18:30~ 市役所11階職員研修室

と思います。住民投票は、行政

制度」について整理してみたい きます。ここで少し「住民投票

と議会に対して市民の意思を

示す最後の切り札ですが、その

方、選挙により市長や議員に 旦でも民意を負託したのだ

市民参画の理念を実現化するために情報の公開に市民委員会 として努めていきます。

傍聴は自由ですので、是非気軽にお越し下さい。

■編集■ 高松市自治基本条例を考える市民委員会 この瓦版に対するご意見は

担当: 立野 neworder610@yahoo.co.jpに 件名「自治基本条例について」と記して送付下さい。

担当課 高松市企画課 TEL 087-839-2135

から-

